

1. 内外政

▼大統領動向

- ・ 2日、ゼレンスキー大統領は、国家安全保障・国防会議（NSDC）の決定を発効して親ロシア派のテレビ局と野党プラットフォーム・生活党のコザク最高会議議員に5年間の制裁を発動する大統領令に署名。
- ・ 3日、ゼレンスキー大統領は、G7大使と会談し、テレビ局に対する制裁や司法改革について協議。
- ・ 8日、ゼレンスキー大統領は、ブーラ・ファイザー最高経営責任者（CEO）と電話会談。
- ・ 10日、ゼレンスキー大統領は、サケラロブル・ギリシャ大統領と電話会談。ワクチン供与などを協議。
- ・ 14日、ゼレンスキー大統領は15日まで、アラブ首長国連邦（UAE）を公式訪問し、ムハンマド・アブダビ皇太子やムハンマド・UAE副大統領兼首相らと会談。
- ・ 20日、ゼレンスキー大統領は、NSDCの決定を発効してメドヴェチュク野党プラットフォーム・生活党共同代表などを対象に3年間の制裁を発動する大統領令に署名。
- ・ 23日、ゼレンスキー大統領は、リトアニアのランズベルギス外相と会談。
- ・ 23日、ゼレンスキー大統領は、ポーランドのドゥダ大統領と電話会談し、エネルギー問題などを協議。
- ・ 25日、ゼレンスキー大統領は、ストルテンベルグNATO事務総長と電話会談。ウクライナ国防省改革や黒海地域の安全保障について議論。
- ・ 25日、ゼレンスキー大統領は、マルカロヴァ元財務相を駐米大使に任命。
- ・ 26日、ゼレンスキー大統領は、憲法裁判所のトゥピツキー裁判長の停職期間を一ヶ月延長する大統領令に署名。

▼閣僚会議・最高会議等動向

- ・ 1日、クレーバ外相は、プリンケン米國務長官と初の電話会談を実施。両国の戦略パートナーシップの重要性を確認。
- ・ 1日、与党・国民奉仕者党は米国の制裁対象となったドゥビンスキー最高会議議員を、党派内の賛成多数で除名することを決定。
- ・ 1日、ウクライナは電力需給の逼迫に対応するため、ロシアからの電力輸入を再開。
- ・ 2日、ウクライナ外務省報道官はモルシーチの中国籍投資者に対して発動した制裁について、中国から口上書を受け取ったと発言。

- ・ 2日、クレーバ外相は欧州連合（EU）のボレル外交安全保障上級代表と電話会談。
- ・ 9日、シュミハリ首相はブリュッセルを訪問し、ストルテンベルグNATO事務総長、ミシェル欧州理事会議長らと会談。
- ・ 10日、閣僚会議は、ロシア製ワクチンの国内における使用を認めず、国家登録を禁止。
- ・ 16日、クレーバ外相は、カナダのガルノー外相と電話会談し、自由貿易協定などについて協議。
- ・ 18日、ステパノフ保健相は、コロナワクチンの購入を協議するため、インドを訪問。インドのワクチン製造業者と500万回分のワクチンの供給を受けることで合意した。24日にウクライナにおけるワクチン接種がスタート。
- ・ 26日、クレーバ外相はフランスを訪問し、ル・ドリアン外相と会談。

▼ドンバス情勢、ノルマンディ・フォーマット及び三者コンタクト・グループ（TCG）動向

- ・ 11日、ゼレンスキー大統領は、英加独仏米スウェーデン大使らとドンバスの前線地域を視察。
- ・ 14日、ドンバスにおいて、ウクライナ軍兵士3人が戦死。ゼレンスキー大統領はタラス国防相、ホムチャク・ウクライナ軍最高司令官に現地での調査を指示。
- ・ 17日、TCGの定例ビデオ会合を開催。クラウチューク・ウクライナ代表は被占領地域における核廃棄物の汚染問題について、国際原子力機関の査察団受け入れを提起した。

▼クリミア情勢

- ・ 2日、最高会議は、クリミアに名誉領事館を開設したニカラグアに対し、制裁を科すNSDCの決定を採択。
- ・ 11日、欧州議会は、「クリミア・プラットフォーム」の創設を支持すると表明。
- ・ 16日、最高会議は各国政府や国際機関にクリミア占領を批難することを呼びかける決議を採択。
- ・ 26日、ゼレンスキー大統領は、「クリミア占領抵抗の日」にあわせて動画メッセージを公開。さらにクリミア・プラットフォーム首脳会議準備委員会の設置と、クリミア・タタール語の発展戦略の策定を指示する大統領令に署名。

2. 経済

▼主な経済動向・金融政策等

・2月の対ドル中央銀行公式為替レートは、27.64～28.13UAH/USD。

・2月1日時点での外貨準備高は、前月比1.1%減の288億2,091万ドル。

▼マクロ経済指標（国家統計局発表）

・1月の消費者物価指数は前月から1.3%増、年率換算では6.1%増。

・1月の名目賃金は12,337フリヴニャで、前月比13%減。

・1月の鉱工業生産指数は、前年同月比4%減。

・1月の農業生産指数は、前年同月比5.7%減。

・1月の建設業生産指数は、前年同月比12.9減。

・2020年の貿易赤字額は48億7,837万ドル。

輸出額は約492億1,290万ドルとなり、前年比1.7%減。輸入額は540億9,127万ドルとなり、前年比11%減。

▼経済・金融

・2日、当地最高裁判所は、反独占委員会がタバコ会社T E D I S社に課した34億フリヴニャの罰金が違法であった旨判決を下した。

・3日、当地中央銀行は投資促進等の目的のため、個人の外国口座間のオンライン送金限度額を年20万ユーロに引き上げる旨決定。

・11日、ゼレンスキー大統領は「ウクライナにおける大規模投資に関する投資プロジェクトへの国家支援」法（いわゆる投資ナニー法）に署名。本法律は2020年12月に最高会議にて採択されたもので、外国からの2,000万ユーロ以上の対ウクライナ投資が対象となる。

・17日、閣僚会議は投資誘致・支援オフィス（Ukraine Invest）設立を承認。シュミハリ首相によると、支援オフィスは投資ナニー法に基づく大規模投資に関する手続き等を支援し、投資環境を改善するためのもの。

・24日、閣僚会議は、破産銀行の資産回収に関するワーキング・グループの立ち上げを発表。本グループはIMFによるスタンバイ取極（50億ドル、期間18か月）におけるコンディショナリティの一つであり、委員長はシュミハリ首相、副委員長はシェフチェンコ中銀総裁及びマリユスカ司法相。

▼IMF

・12日、2020年12月21日からオンライン形式で行われていたIMFによるスタンバイ取極第2トラッシュ実施に向けたレビュー・ミッションがスタッフレベル合意に至らないまま終了。25日、定例会見の場において、ライスIMF報道官は、ウクライナ側から各課題について詳細情報及び計画が提示されれば今後も協議を続ける用意がある旨発言。

▼インフラ

・22日、クリクリー・インフラ相はウクライナ国内高速鉄道プロジェクトを始動する旨発表。現時点で検討されている区間は、キエフ・リヴィウ間、キエフ・オデッサ間、キエフ・ハルキウ間、キエフ・ドニプロペトロウスク・ザポリヅジャ間。

▼対ウクライナ支援

・3日、欧州投資銀行（EIB）はボリスピリ空港開発のため2.7億ユーロの融資を実施する旨発表。

・28日、欧州復興開発銀行（EBRD）とキエフ市政府は、キエフ市内地下鉄車両50台（5億ユーロ相当）融資合意に署名。

▼原子力

・3日、閣僚会議は、チェルノブイリ立入禁止区域内ヴァイリチャ駅・ヤニウ駅間鉄道線路のウクライナ鉄道からエネルゴアトム社への引き渡しを承認。

3. 防衛

▼ゼレンスキー大統領、2021年の多国間演習に関する大統領令に署名

・8日、ゼレンスキー大統領は、ウクライナ国内において行われる多国間演習に関し、外国軍部隊の入国を承認する大統領令に署名。2021年は8つの多国間演習が国内で計画され、ウクライナ軍は国外の17の多国間演習への参加を計画。

▼NATO国防相会談において黒海情勢を議論

・17から18日にかけて、オンラインにてNATO国防相会談が実施。会談において黒海情勢が議論され、黒海地域におけるNATOのプレゼンス強化の必要性を提起。

▼ウクルオポロンプロム社、パキスタン軍主力戦車の修理契約に署名

・22日、アラブ首長国連邦で開催中の国際武器見本市（IDEX-2021）において、ウクルオポロンプロム社はパキスタン軍の主力戦車T-80UDの修理契約に署名。契約額は約8,560万米ドル。

▼NATO第2常設対機雷グループが黒海に入域

・25日、NATO第2常設対機雷グループが黒海に入域。トルコ海軍艦艇を旗艦とする同グループはルーマニア及びブルガリアと共同訓練を実施した後、ウクライナ海軍と訓練を実施する見込み。